

ライフジャケットの着用義務化に関するQ&A

- (問1) ライフジャケットの購入費用に対する補助はありますか。補助がなければ安く購入できる方法はありますか。
- (問2) ライフジャケット未着用の漁業者を現認した場合はどのような対応をすればよいですか。
- (問3) ライフジャケットの着用義務違反には誰がどのように対応しますか。
- (問4) 罰則(違反点数の付与)の適用は何時からですか。既に着用義務がかかっている者の違反点数の付与はどうなりますか。
- (問5) 着用義務に違反した場合、違反点数は誰に何点付与されますか。業務停止(免許停止)命令は何点になれば科されますか。
- (問6) 再教育講習は何処で受けられますか。
- (問7) 再教育講習の開催頻度と受講料は幾らかかりますか。
- (問8) 違反した場合の再教育講習は事前の案内はありますか。再教育講習を受講しなかった場合に罰則はありますか。
- (問9) 着用義務に違反し再教育講習を受講した場合のメリットはありますか。
- (問10) 着用義務に2回違反した場合に再教育講習を2回受講すれば点数の加算はありませんか。
- (問11) 桜マークのないライフジャケットを着ていないと違反になりますか。
- (問12) 船検の不要な12海里以内の海面及び内水面で操業する漁船は、同等の性能を有していることが証明できるライフジャケットであれば認められますが、なぜ、桜マーク付きと同等の性能を有していることの証明が必要なのですか。
- (問13) 桜マークはライフジャケットの何処に付いていますか。
- (問14) 基準適合の証明はどのように行うのですか。
- (問15) 桜マークが消えてしまった場合は違反になりますか。
- (問16) 桜マーク付きのライフジャケットにはタイプ(A, D, F, G)の違いがありますが、それぞれどのような船舶で使用できるのでしょうか。また、桜マークのある作業用救命衣は、どのような船舶で使用できるのでしょうか。
- (問17) 内水面(川や湖)でも着用義務はかかりますか。
- (問18) ミニボートはマナーが悪くて困っています。ミニボートや手漕ぎボートの場合も着用義務はかかりますか。
- (問19) ライフジャケットが作業の邪魔になったりして着用しない場合がありますが、着用しない原因を解決するようなライフジャケットはないですか。
- (問20) 安全ベルトの基準はありますか。
- (問21) 暴露甲板上で安全ベルトをしていればライフジャケットは着用しなくても違反にはなりませんか。
- (問22) 空気密閉式のライフジャケットで空気が抜けているものを着用していた場合は違反の対象になるのでしょうか。
- (問23) ライフジャケットを着用していたことで顔が水中に入ってしまった死亡した事例を聞きましたが、その場合はどのような指導を行うべきなのでしょうか。
- (問24) 75センチの柵があれば努力義務とのことですが、それは船体からの高さでしょうか。舷の立ち上がり(ブルワーク)でないとダメなのでしょうか。ロープで囲う場

合も適用されるのでしょうか。

(問 25) 扉の開いている船室内に乗船している場合、着用義務はかかりますか。

(問 26) 操業中に船室内にいる場合は着用義務はかかりますか。

(問 27) アサリ漁を行う際に水深 1 メートル程度のところで漁を行いますが、その場合、ライフジャケットの着用義務はかかりますか。

(問 28) 潜水士は適用除外とされていますが、1 人乗り漁船の場合も適用除外となりますか。

(問 29) 釣り船（遊漁船）でライフジャケットを着用していなかった場合は規制の対象になるのでしょうか。

(問 30) 釣り船（遊漁船）に乗船する釣り客が持ち込んだライフジャケットに桜マークが付いていない場合は違反となりますか。

(問 31) 磯や防波堤等へ渡る目的で遊漁船を利用する場合は、桜マーク付きのライフジャケットを着用する必要はありますか。

(問 1) ライフジャケットの購入費用に対する補助はありますか。補助がなければ安く購入できる方法はありますか。

(答)

ライフジャケットは個人資産の形成につながるためライフジャケット購入費用に対する補助は行っておりませんが、漁協等で共同購入することで割引される可能性があります。

(問 2) ライフジャケット未着用の漁業者を現認した場合はどのような対応をすればよいですか。

(答)

ライフジャケットの着用義務は国土交通省、海上保安庁、警察庁とも連携して取り組んでいます。見かけたらまずは口頭で注意をした上で最寄りの地方運輸局、海保、警察に情報提供してください。

(問 3) ライフジャケットの着用義務違反には誰がどのように対応しますか。

(答)

国土交通省担当職員、海上保安官、警察官が現場で指導及び違反事実の調査等を行います。ただし、平成 30 年 2 月 1 日から新たに着用義務の対象となった方については、平成 34 年 2 月 1 日から違反事実の調査等を行います。従前から着用義務の対象である小型漁船に一人で乗船して漁ろうに従事している者等は、従来どおり違反事実の調査等も受けますのでご注意ください。

(問 4) 罰則（違反点数の付与）の適用は何時からですか。既に着用義務がかかっている者の違反点数の付与はどうなりますか。

(答)

違反点数の付与は平成 34 年 2 月 1 日から適用されます。従前から着用義務がかかっている一人乗りの乗船者は、これまでどおり点数が付与されます。

(問 5) 着用義務に違反した場合、違反点数は誰に何点付与されますか。業務停止（免許停止）命令は何点になれば科されますか。

(答)

ライフジャケットの着用義務に違反した場合は、船長（小型船舶操縦士免許の所持者）に 2 点が付与されます。違反点数が累積して行政処分基準（5 点以上）に達すると業務停

止となり、最大で6か月の免許停止（業務停止）となる場合があります。

（問6）再教育講習は何処で受けられますか。

（答）

講習会場は、国土交通省から違反者本人宛に発出される再教育講習受講通知書に講習場所や日時が明記されています。

（問7）再教育講習の開催頻度と受講料は幾らかかりますか。

（答）

再教育講習の開催頻度は、受講通知書に記載しておりますが、いずれにしても1か月以内に受講をしなければなりません。受講料は、受講する講習機関により違いがありますので受講する際にお問い合わせください。

（問8）違反した場合の再教育講習は事前の案内はありますか。再教育講習を受講しなかった場合に罰則はありますか。

（答）

再教育講習の受講通知は小型船舶操縦士免許を持っている者に届きます。再教育講習を受講しなかった場合は法令上の罰則はありませんが、そのまま点数が加算されてしまいます。

（問9）着用義務に違反し再教育講習を受講した場合のメリットはありますか。

（答）

再教育講習を受講した者は、累積点数から2点が減じられることになります。

（問10）着用義務に2回違反した場合に再教育講習を2回受講すれば点数の加算はありませんか。

（答）

ライフジャケットの着用義務に違反し2点が付与された場合に1か月以内に再教育講習を受講すれば0点には戻ります。違反毎に送付する受講通知書に沿って受講すると加算はありません。

(問 11) 桜マークのないライフジャケットを着ていないと違反になりますか。

(答)

船検の必要な小型漁船、すなわち海岸から 12 海里を超えて操業する小型漁船では、当該船舶に救命設備として備え付けられた(又は持ち込まれた)桜マーク付きのライフジャケットを着用しなければ違反になります。なお、この場合のライフジャケットは、タイプ A に限って使用が認められます。

一方、船検の不要な小型船舶、すなわち 12 海里以内で操業する小型漁船の場合には、桜マーク付きの A, D, F 又は G のライフジャケット若しくは同等の性能を有していることが証明できるライフジャケットを着用する必要があります。

なお、国際認証 (ISO 規格品) を受けているものであっても国の基準に適合していることの確認がとれていないものは違反の対象となります。

また、船員法が適用される漁船において漁ろう作業を行う場合には、作業用救命衣 (又は命綱を使用) する必要があります。したがって、漁船の場合には、船員法の適用や船検の有無にかかわらず、また漁ろう作業を行う際の使用も認められている作業用救命衣 (タイプ A 兼用のものを含む) の着用をお勧めします。

(問 12) 船検の不要な 12 海里以内の海面及び内水面で操業する漁船は、同等の性能を有していることが証明できるライフジャケットであれば認められますが、なぜ、桜マーク付きと同等の性能を有していることの証明が必要なのですか。

(答)

ライフジャケットの桜マークは、安全基準の確認が船舶検査制度によって行われていることを示しているものです。そのため、船検を必要とする船舶では、当該ライフジャケットを着用することを義務としています。

一方、船検を求めている船舶では、船舶検査制度が適用されていないため桜マークがあるかどうかでは判断せず、小型船舶用救命胴衣等の安全基準を満たしていればいいこととしています。

この安全基準の満たしていることの確認のため、桜マーク付き又は基準適合の証明を求めています。

(問 13) 桜マークはライフジャケットの何処に付いていますか。

(答)

全てのライフジャケットではありませんが、概ね固形式であれば内側に膨張式であればカバーの内側に収納されている気室に認印があります。

(問 14) 基準適合の証明はどのように行うのですか。

(答)

救命胴衣を販売している製造者より、基準が合致しているかの確認ができる成績書等を提供してもらう必要があります。

ただし、費用、時間を考えても桜マーク付きの救命胴衣を用意していただく方が負担は少ないと考えております。

(問 15) 桜マークが消えてしまった場合は違反になりますか。

(答)

国土交通省が行っている型式承認試験等に合格している製品であれば、桜マークが消えても差し支えありません。桜マークが消えていてもメーカー名や型式番号、製造番号は残っていますので、桜マークが付いているライフジャケットであることを申告してください。型式承認品は型式承認番号や製造番号等によりメーカーに確認することも可能です。

(問 16) 桜マーク付きのライフジャケットにはタイプ（A, D, F, G）の違いがありますが、それぞれどのような船舶で使用できるのでしょうか。また、桜マークのある作業用救命衣は、どのような船舶で使用できるのでしょうか。

(答)

国土交通省の基準を満たしているライフジャケット（桜マーク付き）には、使用する小型船舶の種類や条件、航行区域等の別により、A, D, F, Gの4つのタイプがあります。また、桜マークのある作業用救命衣は、タイプAのライフジャケットに相当するものとして、すべての小型船舶で使うことができます。

(1) 漁船について

小型船舶検査機構（JCI）が実施している船検の必要な小型漁船、すなわち海岸から12海里を超えて操業する小型漁船では、タイプAの着用が必要です。また、船検の不要な漁船、すなわち海岸から12海里以内で操業する小型漁船では、タイプA, D, F又はG（又は同等の性能を有していることが証明できるもの）の着用が必要です。なお、船員法が適用される漁船において漁ろう作業を行う場合には、作業用救命衣を着用（又は命綱を使用）する必要があります。

したがって、漁船の場合には、船員法の適用や船検の有無にかかわらず、また漁ろう作業を行う際の使用も認められている作業用救命衣（タイプA兼用のものを含む）の着用をお勧めします。

(2) 遊漁船について（平成29年2月に改正された業務規程例に従って運航する場合）

旅客定員が13名以上、又は、航行区域が沿海区域以遠の遊漁船では、タイプAの着用が必要です。また、航行区域が沿岸区域、限定沿海区域又は平水区域の遊漁船では、タイプA又はDの着用が必要です。なお、磯等渡しの際の着用につきましては、問31を参照してください。

(問 17) 内水面（川や湖）でも着用義務はかかりますか。

(答)

原則、20 トン未満の小型漁船であれば、内水面も同様に着用義務がかかります。

(問 18) ミニボートはマナーが悪くて困っています。ミニボートや手漕ぎボートの場合も着用義務はかかりますか。

(答)

ミニボートのルールやマナーについては、国土交通省海事局船舶産業課がホームページに掲載していますので、参考にしてください。出力 1.5kW 未満かつ長さ 3 メートル未満のミニボートや手漕ぎボートの場合は、船舶職員及び小型船舶操縦者法上、適用外となることから着用義務はかかりません。

(問 19) ライフジャケットが作業の邪魔になったりして着用しない場合がありますが、着用しない原因を解決するようなライフジャケットはないですか。

(答)

国土交通省の型式認証試験等に合格（桜マーク付きのもの）している製品で、自分の作業環境に合ったライフジャケットを選んで着用するようにしてください。

なお、水産庁のホームページに漁労作業の環境に適したライフジャケットの例を掲載しておりますので、参考にしてください。

(問 20) 安全ベルトの基準はありますか。

(答)

安全ベルトの基準は特に定めていませんが、現状で市販されているようなものが推奨されます。

(問 21) 暴露甲板上で安全ベルトをしていればライフジャケットは着用しなくても違反にはなりません。

(答)

海中転落しないような措置がとられていれば着用義務は負いません。安全ベルトを装着し安全措置がとられていれば、ライフジャケットは着用していなくても違反にはなりません。

(問 22) 空気密閉式のライフジャケットで空気が抜けているものを着用していた場合は違反の対象になるのでしょうか。

(答)

空気が抜けているライフジャケットは安全基準を満たしていないので、その場合はメンテナンスしていただくか買い換える等の対応が必要になります。

また、船舶検査が必要な船舶であれば、検査時に空気が抜けているものが搭載されていた場合は是正の対象となります。事故が発生した時に著しく機能に不備があるものを承知で着用していた場合は違反の対象となりますので注意が必要です。

まずは、違反の対象となるならないに関わらず、ライフジャケットは命を守るものだという認識を持っていただくことが重要です。

(問 23) ライフジャケットを着用していたことで顔が水中に入ってしまったって死亡した事例を聞きましたが、その場合はどのような指導を行うべきなのでしょうか。

(答)

ライフジャケットを正しく着用していれば、顔が水中に入ってしまうようなことはありませんので正しく着用するようにしてください。着用方法はライフジャケットの注意書きを参考にするか、ご不明な点があればメーカーにお問い合わせください。

(問 24) 75 センチの柵があれば努力義務とのことですが、それは船体からの高さでしょうか。舷の立ち上がり（ブルワーク）でないとダメなのでしょうか。ロープで囲う場合も適用されるのでしょうか。

(答)

（ブルワークに限らず、）暴露甲板からの高さが 75 センチの柵や手すり等に囲まれた場所においては努力義務となります。ただし、ロープやチェーンは「手すり等」ではないため、これらを使用する場合には、努力義務は適用できません（ただし、出入口などの可動部分に限定的に使用する場合を除く）。

なお、航行中の小型漁船に一人で乗船して漁ろうに従事している場合、漁ろうとそれに伴う一連の作業、出入港作業、釣りなど船外への転落のおそれがある行為を行う場合は努力義務とはならず、着用義務となるのでご注意ください。

(問 25) 扉の開いている船室内に乗船している場合、着用義務はかかりますか。

(答)

海中に転落する恐れのある場所であれば着用義務がかかります。船室内に乗船しており、固定の窓や扉、甲板上のハッチが一時的に開いていてもその内部は適用除外になります。

(問 26) 操業中に船室内にいる場合、着用義務はかかりますか。

(答)

屋根と壁に囲まれた船室の中にいる場合は、適用除外となります。

(問 27) アサリ漁を行う際に水深 1 メートル程度のところで漁を行いますが、その場合、ライフジャケットの着用義務はかかりますか。

(答)

漁船から海に降りた時点で義務はかかりません。ライフジャケットの着用義務は、船外に転落した場合の人命保護の観点から義務付けられているものであり、小型船舶操縦士免許の必要な船舶に乗船している者のみに義務がかかることになります。

(問 28) 潜水士は適用除外とされていますが、1 人乗り漁船の場合も適用除外となりますか。

(答)

ウェットスーツ等浮力を持っているものを装着していれば適用除外となります。一人乗り漁船の場合も適用除外となります。

(問 29) 釣り船（遊漁船）でライフジャケットを着用していなかった場合は規制の対象になるのでしょうか。

(答)

釣り船（遊漁船）については、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」において、「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づく業務規程に則って運航している遊漁船は対象外としておりますが、平成 29 年 2 月に一部改正された当該業務程例によると、国土交通省が定める要件に適合するライフジャケットを着用することが規定されており、他の小型船舶同様に、遊漁船においても国土交通省が定める要件に適合するライフジャケットを常時着用する必要があります。

また、「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づく業務規程に沿って運航していない遊漁船の乗船者がライフジャケットの着用義務に違反した場合は、船長（小型船舶操縦士免許の所持者）に 2 点が付与されます。違反点数が累積して行政処分基準（5 点以上）に達すると業務停止となり、最大で 6 ヶ月の免許停止（業務停止）となる場合があります。

さらに、「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき、遊漁船業者に対して業務改善命令が発出される場合があります。

（問 30）釣り船（遊漁船）に乗船する釣り客が持ち込んだライフジャケットに桜マークが付いていない場合は違反となりますか。

（答）

「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づく業務程例によれば、国土交通省が定める要件に適合するライフジャケットを着用することとしており、桜マーク付きのライフジャケットを着用する必要があります。

（問 31）磯や防波堤等へ渡る目的で遊漁船を利用する場合は、桜マーク付きのライフジャケットを着用する必要がありますか。

（答）

「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づく業務規例によれば、磯や防波堤等へ渡る目的として遊漁船に乗船する場合や磯や防波堤等の上においては、ライフジャケットを着用する必要があります。ただし、釣り等の船外への転落のおそれがある行為を行わない場合は、桜マーク付きのライフジャケットである必要はなく、使用環境に応じた適正品を着用していただければ結構です。